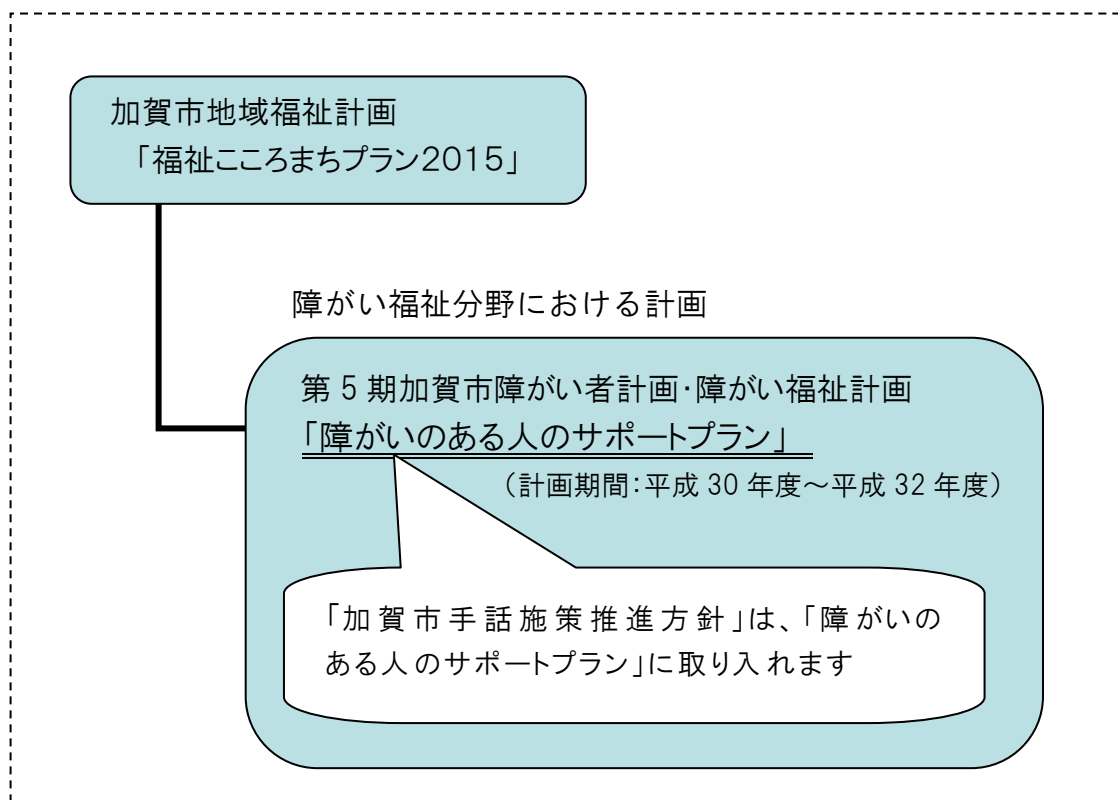


加賀市手話施策推進方針の位置付け

本方針は、加賀市手話言語条例（平成29年3月23日条例第12号）第6条に規定する手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針であり、平成29年度に策定予定の「第5期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画」のうち、手話に関連する内容について定めます。



本方針は平成30年度から平成32年度までの3年間とし、平成32年度には施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「第5期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画」と合わせ、必要な見直しを行います。

(案)

加賀市手話施策推進方針について

1. 方針趣旨

手話は言語である。

手話に誇りを持つろう者にとって、手話は大切な『言葉』です。

手話はろう者の生きる力。

手話はろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきました。

加賀市手話言語条例は、手話が言語であるとの認識を広め、市民みんなが手話の理解に努め、使用することができる環境を整えることにより、お互いを尊重し、分かり合い、共生することができる地域社会を実現することを目的に制定されました。

加賀市に暮らす人や訪れた人が笑顔になるまち、そして、市民みんながろう者に手話で『こんにちは』とあいさつができるまちをつくるため、手話施策推進方針を定めることにより目指していきます。

2. 基本方針

I. 手話への理解の促進及び手話の普及 ※手話言語条例6条(1)

手話は日本語や英語などの音声言語と同じように豊かな表現や文法を持つ「言語」であることへの理解を深めるための施策を実施します。

II. 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくり

※手話言語条例6条(2)

ろう者の生活やニーズを踏まえながら、情報提供等に努め、コミュニケーションがとりやすい環境整備を推進します。

III. 手話による意思疎通支援 ※手話言語条例6条(3)

手話通訳の方法による意思疎通を支援するため、手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を推進します。

3. 施策体系

I. 手話への理解の促進及び手話の普及

- ① 市民や事業者への手話の普及啓発 【既存施策】
- ② 市民や事業者が手話にふれる機会の充実
- ③ 手話を学ぶための仕組みづくり 【既存施策】

II. 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくり

- ① 手話による情報提供の充実 【既存施策】
- ② 多様な場面で手話を使用した意思疎通がしやすい環境づくり

III. 手話による意思疎通支援

- ① 手話通訳者等の派遣 【既存施策】
- ② 手話通訳者等の処遇改善等

4. 具体的な実施施策

I. 手話への理解の促進及び手話の普及

- ① 市民や事業者への手話の普及啓発【既存施策】

(参考例) ・小学生を対象とした手話教室の開催【既存施策】
・リーフレット、パンフレット等の作成及び配布
・市広報やホームページ等で手話の紹介記事を掲載
・図書館で手話に関する書籍の特設コーナーを設置 など

- ② 市民や事業者が手話にふれる機会の充実

(参考例) ・簡単なあいさつや会話などをケーブルテレビで放送
・市内数箇所で「ミニ手話講座」の出前講座
・事業者が従業員に対して実施する手話講習会等を支援 など

③ 手話を学ぶための仕組みづくり【既存施策】

- (参考例)
- ・手話奉仕員養成講座（入門課程・基礎課程）の開催【既存施策】
 - ・手話サークル活動の支援
 - ・手話講座のDVD等の貸出 など

Ⅱ 手話による情報の取得及び手話を使用しやすい環境づくり

① 手話による情報提供の充実【既存施策】

- (参考例)
- ・市役所に手話通訳者等を配置【既存施策】
 - ・市が情報発信をする場合に、手話による発信方法を検討
 - ・市職員研修として手話講座を実施 など

② 多様な場面で手話を使用した意思疎通がしやすい環境づくり

- (参考例)
- ・教職員向け（教育現場）の手話研修（ろう者の特性や手話の基本）
 - ・旅行で訪れたろう者に手話の観光ガイド
 - ・日常生活での軽微なサポートを手話でできる環境づくり など

Ⅲ 手話による意思疎通支援

① 手話通訳者等の派遣【既存施策】

- (参考例)
- ・手話通訳者の派遣【既存施策】
 - ・ICT(情報通信技術)の活用で手話通訳者等の派遣をサポート
 - ・タブレット型パソコン等による遠隔サポート など

② 手話通訳者等の処遇改善等

- (参考例)
- ・検診、予防接種などの助成
 - ・手話通訳士等の資格取得の支援 など